

○国土交通省告示第六百九十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十二条第一項第三号の規定に基づき、柱と基礎とを接合する構造方法及び当該柱に構造耐力上支障のある引張応力が生じないことを確かめる方法を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

柱と基礎とを接合する構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十二条第一項第三号に規定する柱と基礎を接合する構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 直径十一ミリメートルの鋼材のたば（JIS G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）一一九九五に規定するSS四〇〇に適合するものに限る。）を基礎に緊結し、当該たばを小径一〇五ミリメートル以上の柱（構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものをいう。以下同じ。）に長さ九十ミリメートル以上埋込む方法又はこれと同等以上の耐力を有するたば継ぎによって、構造耐力上有効に接合すること。

二 腐食のおそれのある部分又は常時湿潤状態となるおそれのある部分に用いる場合には、有効なさび止めその他の劣化防止のための措置を講ずること。

第二 令第四十二条第一項第三号に規定する柱に構造耐力上支障のある引張応力が生じないことを確かめる方法は、次のいずれかに定めるものとする。

一 全ての柱（基礎に緊結した柱を除く。）において、柱の周囲の軸組の種類及び配置を考慮して、当該柱に引張応力が生じないこと並びに四十五ミリメートルの柱の浮き上がりに対してだぼが外れるおそれがないことを確かめること。

二 令第四十六条第四項の規定による各階における張り間方向及び桁行方向の軸組の長さの合計に、軸組の種類に応じた倍率の各階における最大値に応じた次の表に掲げる低減係数を乗じて得た数値が、同項の規定による各階の床面積に同項の表二の数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によって指定した区域内における場合においては、同表の数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上であること並びに百二十ミリメートルの柱の浮き上がりに対してだぼが外れるおそれがないことを確かめること。

軸組の種類に応じた倍率の各階における最大値	階数が一の建築物	低減係数	一・〇	
			階数が二の建築物の一階	一・〇
			階数が二の建築物の二階	一・〇
一・〇を超え、一・				

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則

五以下の場合	一・〇	一・〇	〇・九
一・五を超え、三・〇以下の場合	〇・六	〇・九	〇・五